

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
TEL：026-238-1555（直通）
TEL：026-238-1580（苦情専用）
TEL：026-238-1583（障害者総合支援専用）
FAX：026-238-1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：http://www.kokuho-nagano.or.jp

信濃の介護保険

1 新規指定介護保険事業者研修会について

新規指定介護保険事業者を対象とした研修会を下記のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

また、県介護支援課からも新規指定事業者向けの説明があります。参加を希望される事業所は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

開催日	場所	時間（予定）
平成30年8月29日（水）	松本合同庁舎502会議室	午後1時00分～4時00分
平成30年9月28日（金）	長野県自治会館1会議室	午後1時30分～4時30分

2 利用者負担割合見直しについて

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者に負担していただきます。

この利用者負担割合について、平成30年7月までは1割又は一定以上の所得のある方は2割でしたが、平成30年8月からは65歳以上の第1号被保険者であって、現役並みの所得のある方は3割負担となります。

8月サービス分より負担割合が変更となりますので、介護給付費等の請求の際は負担割合証をご確認のうえ正しい負担割合での請求をお願いします。

3 福祉用具貸与の上限値審査について

平成30年10月サービス分より福祉用具貸与について、徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を実現するため、国が商品ごとの全国平均貸与価格を公表し、本会の審査において、上限価格（全国平均貸与価格+1標準偏差）のチェックを行うこととなりました。以下のエラーで返戻となった場合は、テクノエイド協会のHP（<http://www.techno-aids.or.jp/>）にて上限値が公表されておりますのでご確認いただき再度請求してください。

返戻となる条件は以下のとおりです。

①以下のいずれかの条件に合致し、明細情報に記載されたサービス単位数が福祉用具商品コード上限値マスタの上限単位数の整数部を超えている場合、140Aエラー『資格：福祉用具商品コードの上限単位数を超えています。』とする。

- ・サービス種類 17、67
- ・サービス種類が33、35かつ単位数単価が10.00（円/単位）以下

②サービス33、35かつ単位数単価が10.00（円/単位）を超えており、明細書情報に記載されたサービス単位数から求めた値が福祉用具商品コード上限値マスタの上限単位数の整数部+1を超えている場合、140Aエラー『資格：福祉用具商品コードの上限単位数を超えています。』とする。

4 インターネット請求について

介護給付費等の請求は原則、伝送（インターネット請求）または電子媒体による請求となっております。現在、約9割の事業所が伝送（インターネット請求）での請求となり、質問を多くいただいております。インターネット請求を行ううえでの請求前・後の準備作業・注意点をQ&Aにてお示ししますのでご確認ください。

No	質問	回答
1	インターネット請求に切り替えるには、まず何をすべきか？	本会ホームページに掲載されている「介護給付費等の請求方法変更届」又は「介護給付費等の請求及び受領に関する届」を本会へ郵送で提出ください。本会で受領後、郵送にて「電子請求登録結果に関するお知らせ」を送付いたします。
2	「電子請求登録結果に関するお知らせ」が届いたが、その後どうすればいいか？	事業所から請求を行う場合は、インターネット上にある「電子請求受付システム」にて、事業所の情報を登録、事業所の証明となる電子証明書を申請、ダウンロード後、インターネット請求開始となります。なお、事業所から請求を行う場合、 <u>伝送ソフト等のデータを送受信するソフトが必要</u> となりますのでご注意ください。
3	インターネット請求へ移行するにあたり、説明書等はないか？	「電子請求受付システム操作マニュアル」等は電子請求受付システムからダウンロード可能です。なお、当該システムのトップページのお知らせ一覧にはインターネット請求に向けた移行作業手順書が掲示されており、事業所の請求方法に対応した手順書が取得できますので参考としてください。
4	事業所から請求を行わず、民間の請求事務取扱業者が代わりに請求を行う予定だが、どうすればいいのか？	「電子請求登録結果に関するお知らせ」を民間の請求事務取扱業者に送付する必要があると聞いています。事業所から請求を行わない場合、「電子請求受付システム」での登録、電子証明書の申請は行わないようお願いします。
5	同一事業者で複数の事業所を運営しているが、電子証明書を事業所ごとに取得する必要があるのか？13,200円×事業所数になるのか？	複数事業所の請求を一カ所からまとめて請求するのであれば、法人等の代表者を代理人として申請し登録することによって、1事業者分の電子証明書で代理請求を行うことができます。
6	電子請求受付システムでパスワードの有効期限が切れるという警告が出ているが変更せずに続行のままで問題ないか？	有効期限までは、現在のパスワードのまま電子請求受付システムを利用することができます。ただし、有効期限を過ぎると、ログインできなくなりますので、パスワードの変更が必要となります。なお、パスワードの有効期限が切れていた場合、ログインする際に警告画面で <u>パスワード変更をクリックしパスワードを変更してください。</u>
7	電子証明書を事業所で取得後、請求を行っているが、電子証明書の有効期間はどのくらいなのか？	電子証明書の有効期間は発行日から3年間です。有効期間を過ぎた電子証明書でも、有効終了年月日より過去のサービス提供年月の請求情報であれば送信することができますが、有効終了年月日より未来のサービス提供年月の請求情報を送信する場合、 <u>必ず電子証明書の更新を行ってください。</u>

平成30年7月請求分の支払日は8月30日（木）、9月請求分の締め切りは9月10日（月）です。